

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画										令和4年度上半期自己評価結果							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		長期契約を活用した装備品等の調達	・輸送機(C-130R)の維持整備に要する部品供給、機体修理、技術維持活動等に係る成果の達成に貢献を支持するPBL(Performance Based Logistics)の長期契約を実施する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」との方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和4年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの削減と安定的な調達を追求 (縮減見込額:16億円 ※契約ベース)	令和4年度中	A+	令和4年度	新たに、輸送機(C-130R)における、機体部品等の供給、機体定期修理、技術活動等に関する成果保証契約(PBL)について、長期契約を締結した。	A	長期契約により約11.1% (約16億円)の削減を図った。	-	令和4年9月	-	引き続き、更なる効率化・合理化を図るため、本取組を推進する。
○			・輸送機(C-2)等の機体構成品の一括調達を実施する。	・中期防衛力整備計画に示された「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める」との方針の下、装備品等の調達において、更なる効率化・合理化を図るための取組であるため。	A+	令和4年度	・5箇年度を超える長期契約の活用により、調達コストの削減と安定的な調達を追求 (縮減見込額:3億円 ※契約ベース)	令和4年度中	A+	令和4年度	-	-	-	・長期契約に向けた手続を実施中であるため、年度末自己評価において取組の効果を記載する。	-	・長期契約に向けた手続を実施中であるため、取組後に明らかになった課題等を評価する。	-
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・防衛装備庁に設置された「防衛調達審議会」及び各地方防衛局に設置された「入札監視委員会」(いずれも外部有識者により構成される第三者機関)において、引き続き、一者応札案件についてのサンプリング調査審議を実施し、また、同会議体においてフォローアップ調査を十分に実施することにより、改善状況の把握に努め、審議内容については関係機関と共有していく。		B	平成20年度	・入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保	令和4年度中	B	-	・一者応札案件の審議に当たっては外部有識者の助言を得て、案件を抽出し、契約毎の特性を踏まえた審議を実施した。 ・また、外部有識者からの指摘はホームページに公表するなど透明性の確保に努めた。	A	-	・外部有識者からの指摘は、組織内で共有し、事後の契約や他の同様の契約において競争性確保の資とすることができた。 ・具体例として、「適正な履行期間の確保」、「契約件名から内容を連想しやすくする工夫」等を実施することにより、競争性の確保に努めた。	各四半期ごと	・一者応札を改善すべく、競争性の確保のための取組を実施しているところであるが、これらの取組は引き続き、不断に実施し、一者応札改善の推進に努める。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
○			・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。		B	平成30年度	・数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品に係る予定価格の算定に当たっては、見積りだけでなく、インターネット等を通じた価格検証を行い適正価格を追求する。	令和4年度中	B	-	・インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品における予定価格の算定に当たっては、合理的な価格となっているか検証のうえ、適正な価格となるよう努めた。	A	-	・インターネット価格より大幅に高額で調達している例はなかった。 ・インターネットを利用して容易に比較できる大量生産品について、取引の実例価格とインターネットを利用した価格検証の有効性について再認識することができた。	各契約時期	・適正価格の追求に係る取組を実施しているところであるが、これらの取組は引き続き、不断に実施し、価格の適正に努める。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。
○		調達事務のデジタル化の推進	・電子調達システム(GEPS)の利用促進のため、同システムの利用方針等を定めるとともに、独自の利用マニュアル及びポータルサイトを作成し、利用状況に応じたフォローアップを行うことで利用率向上に努めていく。また、GEPSを利用してない機関等に関しては、独自の調達システム構築に併せ、GEPSと同様にデジタル化を図っていく。		B	令和2年度	・GEPSを活用した電子入札など、調達事務のデジタル化を図る	令和4年度中	B	令和2年度	・電子調達システム(GEPS)の利用促進及び利用状況の把握を目的としてアンケート調査を各機関に対して実施し、利用状況を把握するとともにデジタル化促進のための情報を収集しており、今年度は利用状況を踏まえて新たに目標を設定し、達成状況等に関する調査を実施した。	B	・電子調達システム(GEPS)利用に関する以下の目標を設定し、取り組んでいる。 入札公告の掲載100% 電子入札対応率100% 電子契約率10%以上 入札公告の条件掲載、電子入札対応率100%については、利用機関において引き続き取り組んでおり、今後実績を確認していく予定としている。 ・電子契約率については、電子応札案件数に対する電子契約案件数の割合は以下のとおり、(直近5箇年度分の実績を記載) 平成29年度:0% 平成30年度:0% 令和元年度:0% 令和2年度:2.6%(17/644) 令和3年度:5.2%(41/783) 令和4年度9月末実績においては、電子契約案件数の割合は5.9%(25/412)となっており、引き続き一層の電子化を推進していく。	各時期	・事業者側が紙での契約書締結を求めるなど、電子契約に移行できない案件があった。印紙税がかからないことといった電子契約の利点を周知を行うこととしている。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。	
○		電力調達・ガス調達の改善	・電力の調達のうち、高圧区分以上(※1)については、原則、競争入札が実施されている。引き続き、電力の安定供給に配慮しつつ、競争入札を実施するとともに、可能な限り再生可能エネルギー電力の調達を実施していく。低圧区分(※2)については、平成28年4月から開始された電力の小売全面自由化に伴い、複数の電気事業者の参入が可能となっていることから、環境及び電力の安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、引き続き、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進していく。 ・競争入札による電力調達については、引き続き、公告時期の前倒しや落札から供給開始までの期間を確保するなどし、電気事業者が参入しやすい環境を整える。 ※1 低圧区分:契約電力が50kW未満 ※2 高圧区分以上:契約電力が50kW以上		B	平成28年度	・高圧区分の電力調達については引き続き一般競争入札を追求するとともに、低圧区分の電力調達については、一般競争入札への移行や複数者からの見積書徴取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進	令和4年度中	B	平成28年度	・複数者参入の工夫により競争性を確保しながら、再生可能エネルギー電力の調達に努めた。 ・高圧区分の電力調達に当たって、電力事業者の準備期間を確保するため、公告期間を前倒しする工夫を得られた。 ・低圧区分の電力調達に当たっては、可能な限り、複数者からの見積書徴取に努めた。	A	・高圧区分の電力については12施設、低圧区分の電力については109施設において再生可能エネルギー電力の調達を実施した。 ・高圧区分の電力調達に当たり、公告から入札までの期間を延長するなど、複数業者の参加を促進することにより、一部の官署において約10%の単価(電力量料金)の削減を図ることができた。 ・低圧区分の電力調達に当たり、オープンカウンター方式を活用することにより、一部の官署において約11%の単価(電力量料金)の削減を図ることができた。	各契約時期	・地域によっては供給可能な業者は限られる場合がある。 ・一括調達の実施により契約規模が大きくなることで競争性が阻害される懸念がある。 ・同一地域において施設毎の契約を行っている場合には、一括調達が可能か検討を進めている。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。	
			・ガス調達について都市ガスの小売全面自由化を踏まえて、ガスの安定供給に配慮しつつ、一般競争入札を追求するなど、より競争性を確保した契約方式への見直しに努める。 ※ 年間契約数量 10万m未満		B	平成29年度	・一般競争入札への移行や複数者からの見積書徴取によるなど、より競争性を確保した契約方式への見直しを推進	令和4年度中	B	平成29年度	・都市ガスについては地域内での取り扱業者が限られていることが多いものの、随意契約が可能な案件においても一般競争入札を行うなど、競争性の確保に努めた。	A	-	・都市ガスの調達にあたって、一部の官署で新たな事業所からの見積書徴取できたことなど、競争性の向上を推進した。	各契約時期	・都市ガスの利用は限定的であった。 ・地方において、都市ガスを扱っている事業者が同一地域で複数存在しているところは少なく、複数の見積書の徴取は困難であった。	・引き続き、実施状況を自己評価として確認していく。

## その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<b>●一者応札の改善</b>				
<p>【一者応札となった原因等の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応札意思があったものの、応札に参加しなかった事業者に対して要因についてのヒアリングやアンケート等を実施し、一者応札となった要因を把握し、分析する。</li> </ul>	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争の全体規模に占める一者応札の割合件数は以下のとおり。(直近5箇年度分の実績を記載)</li> <li>平成29年度 29.0%(5,082/17,509件)</li> <li>平成30年度 26.6%(6,881/25,910件)</li> <li>令和元年度 30.6%(5,305/17,337件)</li> <li>令和2年度 31.1%(6,288/20,204件)</li> <li>令和3年度 30.2%(6,234/20,669件)</li> </ul> <p>※件数は地方支分部局を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記の取組を実施することにより、一者応札となった原因把握に努めている。</li> <li>・地方を含めて、すべての官署において取組を進め、また、アンケート調査だけでなく、企業からヒアリングの機会を設け情報の把握に努めた。(本省、地方)</li> <li>・防衛監察での指摘事項をまとめた事例集を活用し、組織全体で業務の改善を図るよう推進した。</li> </ul>
<p>【発注条件や仕様書の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書等において、競争を事実上制限するような応札条件を付さず、必要最低限の設定とする。</li> <li>なお、仕様書等の見直しに当たっては、複数者の参加が見込まれないなかで仕様の緩和をした場合には、既存業者のみ有利となり、競争性の拡大つながらない場合があることも留意する。</li> <li>・汎用消耗品の調達に当たっては、分野の異なる調達品目をまとめて発注するのではなく、事務用消耗品などの類似分野ごとに分類して調達するよう努める。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書等における応札条件は必要最低限の設定とするよう取組が推進した。</li> <li>・汎用消耗品の調達において、類似分野ごとに分類して調達する体制が推進した。</li> </ul>
<p>【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告時期を前倒すことにより、事業者の準備期間を確保することに努める。事業者の準備期間の確保に当たっては官側の事務処理期間を含めた真に必要な期間を検討のうえ設定する。</li> <li>・入札実施後の契約履行期間を確保することで、履行期間が足りず応札を断念している事業者が入札に参加できるよう、契約履行期間を確保する。</li> </ul>	継続	○	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧区分の電力調達に当たり、公告から入札までの期間を延長するなど、複数の業者の参加を促進することにより、一部の官署において約10%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の官署において、市場の鉄鋼不足への対応として、大規模鉄骨構造建物について公告期間を前倒し、業者の資材確保の期間を確保した。</li> <li>・業者からのヒアリングなどを通して必要な契約履行期間を検討するなど、取組を推進した。</li> </ul>
<p>【ホームページ等を活用した調達情報の積極的発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参加者にも配慮して、入札情報及び入札書のひな形、契約条項等をホームページに掲載する。</li> <li>・防衛省の各会計機関等の調達情報へのリンク先を防衛省ホームページ上に掲載する。</li> <li>・入札公告前の調達予定情報を事前に掲載するよう努める。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記の取組を実施することにより、調達情報の積極的発信に努めている。</li> <li>一例として、</li> <li>調達情報の発信に当たり、防衛省のホームページに加えて、近隣の商工会議所や市役所等のホームページにリンクを貼って調達情報の発信の拡大に努めた。(本省、地方)</li> </ul>
<p>【工事契約における一者応札の改善の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方防衛局発注の工事契約における一者応札について、原因分析に基づいた改善策の運用を本省及び地方防衛局間で連携して行うなど、引き続き、その改善に努める。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度上半期は、令和3年度に公表した入札阻害要因の対策方法を踏まえ、各地方防衛局の契約状況の収集を継続して行い、分析を進めている。</li> <li>・今後もこうした取組を継続し、他省庁及び民間の動向も注視しつつ、それぞれの要因に応じた対策の検証を進め、更なる改善策を検討するとともに、改善策の情報の発信を行い、一者応札の改善に努める。</li> </ul>
<b>●適切な随意契約の締結</b>				
<p>【適正な契約方式の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の競争性のない随意契約について、発注条件や仕様書を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。</li> <li>・競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達についても、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体において、随意契約の理由とその内容を審査することにより、適切な契約方式を確保する。</li> </ul>	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達の全体規模に占める随意契約の件数の割合は以下のとおりである。(直近5箇年度分の実績を記載)</li> <li>平成29年度 24.5%(10,460/42,615件)</li> <li>平成30年度 22.3%(11,615/52,163件)</li> <li>令和元年度 26.3%(10,559/40,148件)</li> <li>令和2年度 25.1%(10,919/43,458件)</li> <li>令和3年度 24.2%(10,827/44,831件)</li> </ul> <p>※件数は地方支分部局を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記の取組を実施することにより、適正な契約方式となるよう努めている。本取組は、地方を含めて、すべての官署において取組を進めている。(本省、地方)</li> </ul>
<p>【より適正な価格での調達に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の算定にあたっては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報や調達する財・サービス価格の積算構造に関する情報について、インターネットや公刊行物の確認、他省庁等への聞き取りなどの手段を用いて可能な限り収集し、適正な積算を行う。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記の取組を実施することにより、一者応札を改善すべく、より適正な価格での調達に向けた取組を実施した。</li> </ul>

その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>【少額随意契約の更なる改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随意契約とすることが可能な金額においても、一般競争入札とすることや少額随意契約となるような様々な調達案件を集約化して一般競争入札に付することにより、競争性の確保に努める。</li> <li>・複数の官署において、少額随意契約による場合でも見積書を徴する相手方を官側から指定するのではなく、調達内容をホームページ等に公示し見積合せを行うオープンカウンター方式による随意契約を行うことにより、応札機会の拡大を図る。</li> </ul>	継続	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札及びオープンカウンター方式が活用されており、競争性が図られている。(再掲)</li> <li>一例として、低圧区分の電力調達に当たり、オープンカウンター方式を活用することにより、一部の官署において約11%の単価(電力量料金)の縮減を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の官署においては、少額随意契約とすることが可能な金額においても一般競争入札をすることや、少額随意契約となるような同時期同種の調達案件を集約化して一般競争入札を実施し、競争性の確保に努めた。</li> </ul>
<p>●契約制度の改善</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおよそ競争性が期待できない防衛装備品等の調達において、形式的な入札等を行い、結果として、一者応札を繰り返すことは適正性、効率性、合理性及び経済性のいずれも満たさないと考えられることから、詳細な見積内訳等の提出が担保でき、より適正な予定価格の算定が可能となるなどその合理性を見込み、契約相手方が一者に限られる契約について、随意契約の対象として類型化を実施している(例えば、外国企業からの実施権の取得者が一者に限られる防衛装備品のライセンス国産等)。</li> <li>・随意契約の実施にあたっては、常統的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性を確保する。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常統的に新規参入者の有無を確認することによって、随意契約の透明性・公正性を確保している。</li> </ul>
<p>【インセンティブ契約制度の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度を実施し、その促進に努める。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き左記の取組を実施することにより、コスト削減に努める。</li> <li>なお、下半期に数項目のインセンティブ契約を締結する予定であることから、年度末自己評価において取組の効果を記載する。</li> </ul>
<p>●汎用的な物品役務における共同調達等の有効活用</p> <p>・市ヶ谷地区や地方支分部局等において、近傍の部隊や機関の官署間での一括調達の拡大や対象品目の拡大に努める。</p> <p>・他省庁との共同調達の推進に努める。</p>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組により品目内容の充実が図られている(本省)。</li> <li>引き続き、市ヶ谷地区をはじめとした各地区において、共同調達等の取組を推進し、対象品目の拡大等に努めている。</li> </ul>
<p>●工事の調達</p> <p>・透明性・公正性を確保する観点から一般競争入札による調達を実施するとともに、低価格入札による品質低下を防ぎ、品質の確保を図るため、総合評価落札方式の導入拡大を図り、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用するなど、適切な調達の実施に努めている。引き続き、取組を推進するとともに、調達の現状を踏まえた改善を実施し、より適切な調達に努める。</p>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度上半期は、前年度及び当該年度の建設工事における一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)の状況、推移について統計分析を行った結果、ほとんどの案件において、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を適用していることが確認できた。</li> <li>・また、契約の公平性・透明性を確保するため入札結果を可視化できるモニタリング・システムの使用状況について継続して情報を収集し、システム機能の改善・充実化を検討していく。</li> <li>・引き続き、公平性・透明性の確保に留意しつつ、業界団体との情報交換等や他府省庁の実施状況を踏まえ、更なる改善に努める。</li> </ul>
<p>●調達及び契約手法の多様化</p> <p>【総合評価落札方式及び企画競争】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式又は企画競争の実施に当たっては、適切に実施しているところであるが、企画競争については、真に適切かつやむを得ないものであることが求められることから、企画競争に該当するような案件の調達に際しては、適宜、十分な検討を行い、より競争性のある契約方式への移行に努める。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記の取組を実施することにより、競争性のある契約方式への移行に努める。</li> </ul>
<p>【クレジットカード決済に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務負担の軽減、割引制度の活用を期待し、海外出張経費等の精算、高速道路料金の支払い(ETCカード)において、引き続き、本取組を推進する。</li> <li>・図書や汎用品等の調達について、納期の早期化、価格の低減及び事務の効率化を図るため、インターネット調達(クレジットカード決済)を推進する。</li> </ul>	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、左記の取組を実施することにより、事務負担の軽減に努める。</li> </ul>

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
●人材育成、情報共有等				
<p>・防衛省全体の調達改善等の重要性を踏まえ、内部部局、防衛装備庁をはじめ、各機関においては、調達に従事する職員に対して、職員の法令遵守意識の向上や任務遂行に必要な知識・技能の習得などを目的に各種研修等を実施しており、これら教育を通じて、調達業務の適正化を図る。</p>	継続	—	<p>防衛装備庁において、装備品等の調達に従事する職員を対象に、その責務を正しく認識させるとともに、任務遂行に必要な知識及び技能を正しく習得させるため、令和4年度に19コース・404人に対して教育を実施した。</p> <p>なお、調達研修等、他機関の職員の受け入れも実施しており、防衛装備庁の有する調達に係る知見・情報の普及に努めている。</p>	<p>・引き続き、左記の取組を実施することにより、職員の能力向上や情報の共有化を図る。</p>

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間: 4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【桃山学院大学法学部 松村 昌廣 教授】 意見聴取日【R4.10.30】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○防衛省の調達改善計画 上半期自己評価の取組全般について	・電気・ガス調達は現下のエネルギー価格の高騰の結果、当初の想定と比して、どの程度のコスト上昇があったのか。一般家庭では、電力自由化で契約方式から従来のものから変更して、却ってコストが上昇する場合が散見される。この点、言及しないと、故意に隠しているのかと疑念を持たれるところがある。	・自衛隊における電気・ガスの調達においても世界的なエネルギー価格の高騰により影響を受けています。 ・電力・ガスの一部の調達においては、調達単価は令和3年度に比べて、約7割程度上昇しています。 ・電力調達のうち再生可能エネルギー電力の調達単価については、令和3年度に比べて約2割程度上昇しています。また、再エネ電力の実績については、防衛省のホームページに公表しております。 ・なお、再エネ電力の調達については毎年度、再生可能エネルギー電力の調達の促進のための指針を定め、電力供給の安定性の確保及び低廉な電力価格の実現に留意しつつ、一般競争入札など競争性の確保を進めています。

外部有識者の氏名・役職【郷原総合コンプライアンス法律事務所 郷原 信郎 弁護士】 意見聴取日【R4.11.2】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○防衛省の調達改善計画 上半期自己評価の取組全般について	・一者応札の割合が、ここ数年ほとんど変わらない状況が続いていることが確認できる。その間改善の取り組みを継続しているとの報告を受けているが、その率が低下しないのは、(防衛調達特有の)一者にならざるを得ないより構造的な問題を抱えているからではないかとの見方も可能である。この点についての更なる精査をお願いしたい。	・ご指摘のとおり、防衛装備品の調達においては、その特殊性や法令等の制約から一者にならざるを得ない場合があり、防衛省においては競争環境が成り立たないようなものについて、そのパターンを随意契約を適用する類型として要件を整理し、随意契約の適切な適用に努めてきたところです。 ・更に今年度からは、一般競争入札を行ったものの複数年1者応札となっている調達を、引き続き一般競争入札に付そうとする場合は、その妥当性を審査する枠組みを構築し、要因分析や改善策の検討などの更なる徹底を図ることとしました。 ・そのうえで、随意契約の類型にあてはまる場合には、新規参入に必要となる要件について、常続的公示を実施し、新規参入性を確保した上で、随意契約への移行を促す取組を行っております。

外部有識者の氏名・役職【林敬子公認会計士事務所 林 敬子 公認会計士】 意見聴取日【R4.11.4】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○防衛省の調達改善計画 上半期自己評価の取組全般について	・デジタル化の取り組みについては、これまでの調達改善計画には見られなかった新しい取組だと思えます。コロナで社会全体のデジタル化が急速に進む中であつた、時機を得たものであり、より積極的に推進して頂きたい。	・防衛省全体における調達のデジタル化を積極的に推進しつつ、電子調達システム(GEPS)の利用促進においては目標を設定し、引き続き実施状況を自己評価してまいります。